

建設業



建 対 第 6 6 2 号
令和8年 1月 6日

建設業者団体の長 殿

山梨県県土整備部長
(公印省略)

建設業法令遵守ガイドラインの改正について（通知）

このことについて、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から別添のとおり通知がありましたので、貴団体におかれましては、本ガイドラインの改訂の趣旨及び内容を了知の上、貴団体傘下企業に対しこの旨の周知徹底方よろしく願いするとともに、引き続き建設業者の法令遵守の推進が図られますよう指導方併せてお願いします。

なお、本ガイドラインについては、下記の国土交通省HPに掲載されております。

□「元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドライン（第12版）
（R8.1最終改定）」

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html

山梨県県土整備部県土整備総務課

建設業対策室 遠藤

TEL：055-223-1843

FAX：055-223-1844

国不建推第68号
令和8年1月5日

各都道府県担当部長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

建設業法令遵守ガイドラインの一部改定について

国土交通省では、建設企業が遵守すべき元請負人と下請負人の取引のルールとして「建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」(平成19年6月策定。以下「ガイドライン」という。)を策定し、その周知に努めてきました。

今般、令和6年6月14日に交付された改正建設業法により、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積りや見積りの変更依頼の禁止、受注者による通常必要と認められる原価に満たない額又は通常必要と認められる工期に比べて著しく短い工期による請負契約の締結の禁止等の規定が新たに設けられ、令和7年12月12日より全面的に施行されたこと、また、中小企業の取引の適正化を図るための「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が令和7年5月23日に公布され、令和8年1月1日から施行されたことなどから、別添のとおりガイドラインの所要の改定を行ったので、通知します。

なお、本ガイドラインについては、別添通達により建設業者団体に対して通知していることを申し添えます。

国不建推第69号
令和8年1月5日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

建設業法令遵守ガイドラインの一部改定について

国土交通省では、建設企業が遵守すべき元請負人と下請負人の取引のルールとして「建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」（平成19年6月策定。以下「ガイドライン」という。）を策定し、その周知に努めてきました。

今般、令和6年6月14日に交付された改正建設業法により、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積りや見積りの変更依頼の禁止、受注者による通常必要と認められる原価に満たない額又は通常必要と認められる工期に比べて著しく短い工期による請負契約の締結の禁止等の規定が新たに設けられ、令和7年12月12日より全面的に施行されたこと、また、中小企業の取引の適正化を図るための「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が令和7年5月23日に公布され、令和8年1月1日から施行されたことなどから、別添のとおりガイドラインの所要の改定を行ったので、通知します。

貴団体におかれましては、本ガイドラインの改定の趣旨及び内容を了知の上、傘下の建設業者に対しこの旨の周知徹底方よろしく願いするとともに、引き続き建設業者の法令遵守の推進が図られますよう指導方併せてお願いいたします。